

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令	(漁業管理課) (2・20掲示) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 1
○道路の区域変更(3件)	(道路課) 1
○道路の供用開始(3件)	(〃) 2
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅課) 2
公 告	
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 2
○令和7年二級建築士試験の実施	(建築指導課) 2
○令和7年木造建築士試験の実施	(〃) 3
高知県公安委員会規則	
○高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	3
監査公表	
○定期監査の執行結果(商工労働部海洋深層水研究所ほか)	3
高知県人事委員会告示	
○給料表別級別職務区分表の一部改正	8
<hr/> 告 示 <hr/>	

高知県告示第94号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の定置漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和7年1月1日から同年3月31日まで)の数量を超えていたため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和7年2月21日から同年3月31までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ぜる。

令和7年2月20日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第116号

須崎市下分乙の一部地区、香美市物部町五王堂及び土佐山田町角茂谷の各一部地区、安芸郡東洋町河内の一地区並びに幡多郡大月町芳ノ澤及び才角の各一部地区における地籍調査の成果は、

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- (1) 須崎市
- (2) 香美市
- (3) 東洋町
- (4) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 須崎市下分乙の一部
令和4年度及び令和5年度
- (2) 香美市物部町五王堂及び土佐山田町角茂谷の各一部
令和4年度及び令和5年度
- (3) 安芸郡東洋町河内の一
平成21年度から令和4年度まで
- (4) 幡多郡大月町芳ノ澤及び才角の各一部
令和4年度及び令和5年度まで

3 成果の名称

- (1) 須崎市地籍図及び地籍簿
- (2) 香美市地籍図及び地籍簿
- (3) 東洋町地籍図及び地籍簿
- (4) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和7年3月7日

高知県告示第117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 南国伊野

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
高知市領家字石神 127番3から	前	2.8 8.5	198
高知市領家字石神 111番11まで		6.0	

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

	後	8.5	198
--	---	-----	-----

高知県告示第118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 間崎布堂ヶ谷

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
四万十市初崎字入道 119番1から	前	7.5 12.1	266
	後	8.3 21.7	266

高知県告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道

2 路線名 千本山魚梁瀬

3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
安芸郡馬路村魚梁瀬 字岩川山781番3	前	6.1 21.7	10
	後	13.3 10	

21.7

高知県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛城辺
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市錦字錦口1091番3から 宿毛市錦字錦口1101番4まで	316	令和7年3月7日

高知県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市領家字石神127番3から 高知市領家字石神111番11まで	198	令和7年3月7日

高知県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和7年3月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千本山魚梁瀬
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡馬路村魚梁瀬字岩川山781番3	10	令和7年3月7日

高知県告示第123号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
福の種株式会社
高知市潮見台一丁目2603番地
- 2 支援業務（法第42条に規定する業務をいう。）を行う事務所の所在地
高知市潮見台一丁目2603番地
- 3 指定年月日
令和7年2月25日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道（浦戸湾東部流域下水道）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更（廃止）する部分
高知市高須字佐右衛門塩田南ノ丸の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

高知県土木部都市計画課、高知市都市計画課、南国市都市整備課及び香美市建設課

4 縦覧期間

令和7年3月7日から同月21日まで

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和7年3月7日

高知県知事 濱田 省司

1 受験資格

受験資格を有する者は、令和7年7月5日（土）において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続

(1) 受験申込みの受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和7年4月1日（火）から同月14日（月）まで

イ 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

(2) 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）は、令和7年4月7日（月）までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

3 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

令和7年7月6日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和7年9月14日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

高知市桟橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料

18,500円

5 合格者の発表日及び合否の通知

(1) 合格者の発表日

ア 学科の試験の合格者

令和7年8月25日(月)(予定) イ 設計製図の試験の合格者 令和7年12月2日(火)(予定)
(2) 合否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。
6 その他 (1) 設計製図の試験の課題は、令和7年6月18日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において公表する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。
~~~~~ 建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和7年木造建築士試験を次のとおり行う。 なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。 令和7年3月7日 高知県知事 濱田 省司
1 受験資格 受験資格を有する者は、令和7年7月26日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。
2 受験の申込み手続 (1) 受験申込みの受付期間及び受付時間 ア 受付期間 令和7年4月1日(火)から同月14日(月)まで イ 受付時間 受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで (2) 受験申込みの方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ( <a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a> )において、必要な事項を入力して申し込むこと。 なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)は、令和7年4月7日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。
3 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 ア 学科の試験 令和7年7月27日(日)午前10時10分から午後5時20分

まで イ 設計製図の試験 令和7年10月12日(日)午前11時から午後4時まで
(2) 試験の場所 高知市桟橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校
4 受験手数料 18,500円
5 合格者の発表日及び合否の通知 (1) 合格者の発表日 ア 学科の試験の合格者 令和7年8月25日(月)(予定) イ 設計製図の試験の合格者 令和7年12月2日(火)(予定)
(2) 合否の通知 学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。
6 その他 (1) 設計製図の試験の課題は、令和7年6月25日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ( <a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a> )において公表する。 (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

#### 公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

#### 高知県公安委員会規則第3号

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
別表第2国道33号の項中

吾川郡いの町枝川字向山5838番1から同町字羽根の西側3065番3まで

吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番1から同町波川字ハリギ310番5まで

を削り、同表国道55号の項中「香南市野市町東野字ツノ丸1134番1地先」を「高知市一宮字奥イ谷4192番1」に改め、

「  
南国市物部字下王島1349番1地先から高知市一宮字奥イ谷4192番1まで(高知東部自動車道)  
」

を削り、同表国道194号の項中「吾川郡いの町字羽根の西側3065番3」を「吾川郡いの町枝川字棕2265番14」に改め、同表中

県道野見港 (県道284号)	須崎市桐間南21番から同市西崎町324番まで
-------------------	------------------------

県道野見港 (県道284号)	須崎市桐間南21番から同市西崎町324番まで
-------------------	------------------------

県道庄田伊野 (県道299号)	吾川郡いの町波川字シヤリコウ385番2から同町波川字ヲヤバタケ1906番5地先まで
--------------------	-------------------------------------------

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2国道55号の項の改正規定は、同年3月15日から施行する。

#### 監査公表

##### 監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月7日

高知県監査委員 横山 文人
同 上田 貢太郎
同 奥村 陽子
同 五百蔵 誠一

<p>定期監査結果報告（令和6年度第3回）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>第1 監査の概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>監査の種類</b> 地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査</li> <li><b>監査の対象</b> 監査対象機関226機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関77機関（別表1のとおり）</li> <li><b>監査の着眼点（評価項目）</b> 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。</li> <li><b>監査の実施内容</b> 令和5年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。 また、本年度も、土木工事及び建築等工事の専門知識を有する協同組合に調査を委託して、実地調査等による方法により、工事監査を実施した。</li> </ol> <p><b>第2 監査の結果</b></p> <p>前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。</p> <p>実施機関別に是正又は改善を要する事務として、指摘事項、注意事項及び検討事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。</p> <p>なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項としたものは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>指摘事項</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 商工労働部海洋深層水研究所 三津団地送水ポンプ取替修繕業務契約において、検査調書を作成していなかった。 これは、検査職員は、検査を完了した場合においては、検査調書を作成し、関係の契約担当者に提出しなければならないと定めた、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第53条の規定に反する不適切な事務処理である。 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</li> </ol> </li> </ol>	<p>(2) 土木部中央西土木事務所 河川占用許可において、収入調定を行っていなかった。 これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。 速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>2 意見 今回監査を実施した出先の77機関のうち27機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が43件認められた。 令和5年度と比較して件数が減少したのは17機関、増加したのは17機関で、増減がなかったのは7機関であった。 また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、36機関となっている。 今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。 事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>3 重点項目 (1) 工事監査 監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。 ア 工事監査の対象</p> <table border="1" data-bbox="826 1056 1432 1318"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>工事の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td>土木部高知土木事務所</td> <td>国分川地震高潮対策工事</td> </tr> <tr> <td>建築等工事</td> <td>土木部土木政策課及び建築課</td> <td>宿毛合同庁舎建築主体工事 宿毛合同庁舎建築電気設備工事 宿毛合同庁舎建築機械設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 監査の期間 令和6年6月20日から令和7年1月31日まで実施した。このうち、土木部高知土木事務所については令和6年10月16日及び17日に、土木部土木政策課及</p>	区分	機関名	工事の名称	土木工事	土木部高知土木事務所	国分川地震高潮対策工事	建築等工事	土木部土木政策課及び建築課	宿毛合同庁舎建築主体工事 宿毛合同庁舎建築電気設備工事 宿毛合同庁舎建築機械設備工事
区分	機関名	工事の名称								
土木工事	土木部高知土木事務所	国分川地震高潮対策工事								
建築等工事	土木部土木政策課及び建築課	宿毛合同庁舎建築主体工事 宿毛合同庁舎建築電気設備工事 宿毛合同庁舎建築機械設備工事								

び建築課については同年10月28日及び29日に現地調査を実施した。

#### ウ 監査の方法

今回の監査は、アの工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から、協同組合総合技術士連合に調査を委託し、技術士の協力を得て実施した。

監査に当たっては、監査対象機関から提出された関係書類を照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、現場における施工状況を調査した。

#### エ 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

#### (2) 県単独補助金・委託料の執行について

各機関が実施する補助金及び委託料のうち、県の一般財源のみで実施されているもの（いわゆる「県単独事業」）について、事務手続が適正になされているかだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。

監査対象は、補助金については補助事業者1件当たり100万円以上の交付を行ったもの（国庫補助事業の継足し補助、運営費補助、施設整備等に係る補助金を除く。）、委託料についてはその金額が50万円以上のもの（清掃業務等の定型的な委託業務や建設工事に関する委託業務を除く。）とし、各所属で該当する補助金・委託料それぞれ1件を抽出した。

全体として、補助金49件、委託料93件について監査を行った結果、おおむね適正に事業が執行されていた。

引き続き、経済的、効率的かつ効果的な事業の執行に努められたい。

別表1（監査対象機関）

機関名	
知事部局	総合企画部
東京事務所	総合企画部 1機関
総務部	
公文書館	
安芸県税事務所	
中央東県税事務所	
中央西県税事務所	
須崎県税事務所	
幡多県税事務所	
須崎県税事務所	総務部 6機関
健康政策部	
中央東福祉保健所	
健康政策部 1機関	
子ども・福祉政策部	
療育福祉センター	
中央児童相談所	
子ども・福祉政策部 2機関	
産業振興推進部	
大阪事務所	
名古屋事務所	
産業振興推進部 2機関	
商工労働部	
工業技術センター	
海洋深層水研究所	
中村高等技術学校	
商工労働部 3機関	
農業振興部	
中央東農業振興センター	
農業大学校	
農業担い手育成センター	
農業振興部 3機関	
林業振興・環境部	
森林技術センター	
安芸林業事務所	
中央東林業事務所	
幡多林業事務所	
林業大学校	
林業振興・環境部 5機関	

機関名	
知事部局	土木部
安芸土木事務所	
中央東土木事務所	
高知土木事務所	
中央西土木事務所	
須崎土木事務所	
幡多土木事務所	
土木部 6機関	
教育委員会	教育委員会
東部教育事務所	
図書館	
幡多青少年の家	
室戸高等学校	
中芸高等学校	
県立安芸中学校	
安芸高等学校	
城山高等学校	
山田高等学校	
嶺北高等学校	
高知農業高等学校	
高知東工業高等学校	
岡豊高等学校	
高知東高等学校	
高知工業高等学校	
高知追手前高等学校	
高知丸の内高等学校	
高知小津高等学校	
高知北高等学校	
県立高知国際中学校	
高知国際高等学校	
伊野商業高等学校	
高岡高等学校	
高知海洋高等学校	
須崎総合高等学校	
佐川高等学校	
樺原高等学校	
四万十高等学校	
大方高等学校	
幡多農業高等学校	

機関名	
教育委員会	教育委員会
県立中村中学校	
中村高等学校	
宿毛高等学校	
清水高等学校	
山田特別支援学校	
高知江の口特別支援学校	
日高特別支援学校	
中村特別支援学校	
教育委員会 38機関	
警察本部	警察本部
高知警察署	
高知南警察署	
高知東警察署	
室戸警察署	
安芸警察署	
南国警察署	
土佐警察署	
佐川警察署	
中村警察署	
宿毛警察署	
警察本部 10機関	
合計 77機関	

別表2（実施機関別の指摘事項、注意事項及び検討事項）

機関名	事務区分						参考			
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和5年度	増減
<b>知事部局</b>										
<b>総合企画部</b>			<b>1</b>					<b>1</b>	<b>1</b>	
東京事務所										
<b>総務部</b>			<b>1</b>					<b>1</b>	<b>4 (1)</b>	<b>△3</b>
公文書館										
安芸県税事務所			1					1	1	
中央東県税事務所									1	△1
中央西県税事務所										
須崎県税事務所								2 (1)	△2	
幡多県税事務所										
<b>健康政策部</b>										
			<b>1</b>					<b>1</b>	<b>1</b>	
中央東福祉保健所			1					1	1	
<b>子ども・福祉政策部</b>										
			<b>1</b>					<b>1</b>	<b>1</b>	
療育福祉センター			1					1	1	
中央児童相談所										
<b>産業振興推進部</b>										
			<b>3</b>			<b>1</b>		<b>4</b>		<b>4</b>
大阪事務所						1		1		1
名古屋事務所			3					3		3
<b>商工労働部</b>										
			<b>2 (1)</b>			<b>1</b>		<b>3 (1)</b>		<b>3</b>
工業技術センター			1					1		1
海洋深層水研究所			1 (1)			1		2 (1)		2
中村高等技術学校										
<b>農業振興部</b>										
								<b>2</b>	<b>△2</b>	
中央東農業振興センター								2	△2	
農業大学校										
農業担い手育成センター										
<b>林業振興・環境部</b>										
								<b>2</b>	<b>△2</b>	
森林技術センター										
安芸林業事務所								2	△2	
中央東林業事務所										
幡多林業事務所										
林業大学校										
<b>土木部</b>										
		<b>4 (1)</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		<b>2</b>	<b>9</b>	<b>17 (1)</b>	<b>18 (1)</b>	<b>△1</b>
安芸土木事務所			1	1		1	1	4	1	3
中央東土木事務所						1	2	3	3 (1)	
高知土木事務所			2				2	4	4 [1]	
中央西土木事務所			2 (1)			1	3 (1)	2	1	
須崎土木事務所						1	1	5	△4	
幡多土木事務所						2	2	3	△1	

機関名	事務区分						参考			
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和5年度	増減
<b>教育委員会</b>										
東部教育事務所										
図書館									2	△2
幡多青少年の家										
室戸高等学校										
中芸高等学校										
県立安芸中学校								1	1	1
安芸高等学校										1
城山高等学校										
山田高等学校							1		1	1
嶺北高等学校										
高知農業高等学校									4 (1)	△4
高知東工業高等学校										
岡豊高等学校									3	△3
高知東高等学校										
高知工業高等学校									1	△1
高知追手前高等学校						1			1	2 (1)
高知丸の内高等学校										
高知小津高等学校						2	1		3	3
高知北高等学校						1			1	1
県立高知国際中学校										
高知国際高等学校						1			1	1
伊野商業高等学校							1		1	1
高岡高等学校										
高知海洋高等学校						1			1	1
須崎総合高等学校							1		1	1
佐川高等学校							1		1	1
樽原高等学校							1		1	1
四万十高等学校										1
大方高等学校										△1
幡多農業高等学校									3 (1)	△3
県立中村中学校										
中村高等学校										1
宿毛高等学校										△1
清水高等学校										
山田特別支援学校							1		1	1
高知江の口特別支援学校										
日高特別支援学校							1		1	1
中村特別支援学校										

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付に関する事務	財産・物品等管理事務	土木・建築工事に関する事務	計	令和5年度	増減
警察本部										
	高知警察署									
	高知南警察署									
	高知東警察署									
	室戸警察署									
	安芸警察署									
	南国警察署									
	土佐警察署									
	佐川警察署									
	中村警察署									
	宿毛警察署									
<b>計</b>		<b>0</b>	<b>10 (1)</b>	<b>11</b>	<b>8 (1)</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>9</b>	<b>43 (2)</b>	<b>50 (5) △7</b>

  

別表3 (事務区分別の指摘事項、注意事項及び検討事項)								
事務区分	指摘事項		注意事項		検討事項		合計	主な事例
	件数	件数	件数	件数	件数	割合(%)		
共通	0	0	0	0	—			
収入事務	1	9	0	10	23.3			・収入調定漏れ ・収入調定額の誤り 等
支出事務	0	11	0	11	25.6			・経費支出箇所の作成漏れ ・会計年度任用職員の時間外勤務手当の誤り ・通勤手当の過払い ・支出時期の遅延 等
契約事務	1	7	0	8	18.6			・検査調書の作成漏れ ・諸書への収入印紙の貼付漏れ 等
補助金の交付に関する事務	0	0	0	0	—			
財産・物品等管理事務	0	5	0	5	11.6			・郵便切手類等出納簿の記載漏れ 等
土木・建築工事に関する事務	0	9	0	9	20.9			・工事の検査命令権者の誤り ・仕様書で定めた通知の受領漏れ 等
計	2	41	0	43	100.0			
参考（令和5年度）	5	44	1	50	—			

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、令和7年3月25日から施行する。

令和7年3月7日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

別表第2の5級の項中

「通信指令官」

を

「通信指令官」

「刑事企画指導官」

に、

「性犯罪捜査指導官」

を

「性犯罪捜査指導官」

「組織窃盗対策官」

「機動捜査隊長」

に改め、同表の6級の項中「組織窃盗対策官」を削り、同表の7級の項中「機動捜査隊長」を削る。